

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第3回会議
開催日時	平成13年9月4日(火) 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎5階 501会議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 柳原委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 柏木企画部参与 尾崎企画課長 佐藤契約課長 神作主幹 飯島主査 坂本主査 新井主査 伊佐美主査
議題等	1 第2回会議会議録の確認について 2 行財政改革の推進に関する基本的考え方について 3 その他
会議資料	西東京市の工事請負契約について(現状)..... 資料1 平成12年度(財)西東京市文化スポーツ振興財団 事業報告書・収支決算書..... 資料2 西東京市公共施設一覧表..... 資料3 地域生活環境指標(合併指標編)..... 資料4 田無市・保谷市合併による財政効果についての試算..... 資料5 西東京市組織図..... 資料6 三鷹市組織図..... 資料7 田無市人材育成基本方針..... 資料8 保谷市人材育成基本方針..... 資料9
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録(内容、別紙会議録の通り)

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成13年度 第3回会議録

委員長：ただいまから第3回西東京市行財政改革推進委員会を開会いたします。
まず、本日の会議の進め方について事務局から説明をお願いします。

(会議録の確認、入札制度説明、委員会スケジュール案説明、基本的考え方について討論、その他資料の説明の順で進行する旨事務局から説明)

(第2回の会議録を確認)

委員長：入札制度の説明を契約課長からお願いします。

(資料1について契約課長から説明)

委員長：私から質問したいと思いますが、1億5000万円以上の案件は年間どれくらいありますか。

契約課長：旧市で年間1件あるかないか程度です。新市になってからはもう少し増えているように思います。

委員長：地元の業者とかジョイント・ベンチャーなどを参加するような契約になっているのですか。

契約課長：ジョイント・ベンチャーについては制限付一般競争入札の中で案件によりその都度市長が決定することとなります。

委員長：地元の業者を介在させなければならないということは、何によって決まっているのですか。

契約課長：法的には何もありません。

委員長：制限付一般競争入札というのは、どういう制限が付いているのですか。

契約課長：建設業者は、都道府県知事あるいは国土交通大臣から建設業許可を受けています。この許可を受けた業者が単年度ごとに経営事項審査申請書を提出し、申請書に記載された事項(資本金、資産・債務、工事数、従業員数等)について都あるいは国で数値を評点化してあります。これを考慮して、工事規模・金額と実績等により資格を定めています。

委員長：1つの案件について何社くらい応札がありますか。

契約課長：工事希望制指名競争入札で 15 社程度です。制限付一般競争入札は、応募者次第ですが、制限はありません。30 から 40 社ぐらいと思います。

委員長：ゼネコンはどのくらい応札してきますか。

契約課長：すべてのゼネコンが申請し、応札することはありませんが、営業所が近いゼネコンなどは申請・応札いたします。

委員長：実績のない会社が参入することは難しいですか。実質的に実績のない会社を排除していると思いますか。

契約課長：コストの観点からは、入札参加者が多い方が競争性が高まっていいのですが、工事施工の履行確保という点からは、実績も考慮する必要があります。

筑井委員：随意契約というのは、固定した業者と契約しているのですか。

契約課長：随意契約といいましても、特命理由により 1 社のみ特定する場合と 2 社以上から見積徴収する場合があります。2 社以上の見積徴収ですと競争性はあります。

筑井委員：新規参入は可能ですか。

契約課長：十分ありえます。

委員長：入札の運営方法については市民は極めて関心が高いと思います。今の入札制度についてどのような改善策がありますか。

契約課長：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により透明性、競争性の確保が重要とされていますので、一般的に競争性向上のためには一般競争入札に近い形態の方がよいと認識しています。入札方法にはいろいろな形でさらに工夫が必要だと思います。例えば電子入札は、横須賀市の例では落札率が下がっているように聞いていますので、電子入札の導入についても検討したいと考えております。

副委員長：資料 1 の金額別では、各区分の件数割合はどのようなものですか。

契約課長：件数は、1,000 万円未満の案件が最も多いと思います。

副委員長：金額が高い案件については、慎重に入札手続を行うことでコスト的にも効果が大きいですから、市民感覚に訴える部分について積極的に公表を考えてはどうですか。少額の案件については、それほど効率的ではないので対象としなくてもいいと思いますが。
また、金額だけでなく、入札の詳しい経緯については、公表しないのですか。

契約課長：経緯として、参加業者、入札価格、予定価格を事後に閲覧形式で公表しています。

副委員長：閲覧ですと、関係者しか閲覧しようとしませんかから、積極的に広報するつもりはありませんか。

契約課長：ホームページでの公表を検討しています。

委員長：ホームページの中で、入札の経緯をすべて公開できますか。

契約課長：参加業者、入札価格、予定価格については、すでに文書で公表してますので、ホームページを使つての公表は可能だと思います。

委員長：入札は、参加者数が重要です。入札参加者が 40 社程度というのでは、まだ不明朗で、せめて 80 社程度の参加が望ましいと思います。こもればホール落札ぐらいの削減効果がありますと市民にとってかなりの驚きですから、行政はこういった要望に応じていくべきだと思います。ネット入札ができれば、80 社程度の参加は可能だと思います。競争性の担保のために制限はない方が望ましいと思います。
では、入札制度の件はこれまでにして、スケジュールについて事務局から説明してください。

(事務局、スケジュール(案)について説明)

委員長：基本的考えというのは、どういう進め方がいいのでしょうか。

副委員長：時間が限られていますので、各項目についてゼロから議論できません。旧田無市・保谷市のものをベースに追加、削除して作業をしていくことになりましょう。基本的な旧市の考え方でよければ、旧市のものをほぼ踏襲してもいいと思います。

高梨委員：旧市の行革委員会の記録を見ますとすばらしくよくできていると思います。ただし、旧市とは立場が違ってきていますので、新市では、別の角度・視点から検討する必要はあると思います。社会状況が厳しくなってますから、旧市のものよりシビアなものに変えていく必要があるのかどうか。例えば、経常収支比率などに数的な大枠をはめて議論していくことなども考えられます。

副委員長：方法論としては 縦軸と横軸があるわけですから、つまりベーシックな方法論ともう少し特殊な方法論とがあるので、ときに数的な処理なども織り交ぜて進めていけばいいと思います。

長澤委員：高梨委員と同じ考えです。旧市のものはエネルギーを費やしてよくできています。このまま引き継いで実施していけば問題ないでしょう。本当にできるかどうか考えるのが委員会の役割だと思います。

松山委員：新市にとっては情勢は厳しくなっているので、もう少しシビアなものを作る必要があるのかなと思っていただわけですが、実効性がないほど厳しいものを作っても

意味がないと思います。

要は現状がどうなっているか、市の財政状況がどうなのかをよく把握することが基本であり、財政的に余裕があるのなら夢を追う計画でもいいですし、余裕がない待ったなしの状況であれば、聖域なき改革が求められていると思います。ただ、私自身、新市の財政状況についてはっきりした認識がありません。まず財政状況の認識がないと、判断の基準がつきにくいです。

委員長：財政の現状・問題点については、第5回から第7回までの会議で質疑の機会があります。ところで、このスケジュールは中間答申のことについて、全然触れていませんね。

事務局：事務局では、当初、予算編成前に中間答申をいただければと考えておりましたが、日程的に中間答申をいただくことが厳しいので、一定方向が出るようであれば緊急提言のようなものを出していただければいかがかと考えております。当面は中間答申にこだわらず、自由にご議論していただきたいと思います。

高梨委員：それは、14年度予算編成に反映させるための中間答申ということですか。行財政改革推進委員会の検討事項は多岐にわたるものですから、14年度予算に反映させるには、少しカテゴリーあるいはレベルというものが違うように思います。

柳原委員：会議全体にわたる問題ですが、各会議のテーマが漠然としていて何を発言すべきなのか戸惑います。例えば、合併記念公園についてとか具体的なテーマを決めたりすることはできないでしょうか。

委員長：一般的に行政内部のことは分かりにくいですから、例えば先ほどの入札制度のように具体的な問題について説明してもらってそれについて討議するようにした方がいいと思います。

また、行政の各部から問題点を聴いてみるというのもいいと思います。

副委員長：議論のターゲットを絞るのも結構ですが、答申のときに一般化する作業が必要になってきます。そうしますと個別テーマを議論しつつ、同時に一般的な結論を導き出すことをしていかなければなりませんので、合併記念公園とかの個別テーマは他の委員会などに議論を任せて、もう少し基本的な事項について議論していくべきではないかと思いますが。

柳原委員：回数も時間も限定されていますから、その中で皆が発言できるようなテーマであればと思います。

副委員長：各回の議題は決まっていますから、そのなかで、個別テーマにも触れつつ一般的な議論をしていけばいいと思います。

委員長：問題点を委員が抽出して、事務局に質問し、そこでの議論を答申に盛り込むかたちでいいと思います。

高梨委員：柳原委員の不安は、皆同じように感じていると思います。例えば組織についてですが、両市の組織を単に足した組織でよいのか、あるいは田無庁舎と保谷庁舎のロケーションを考慮し、また市民サービスに配慮して、なるべくどちらか一方の庁舎に機能を集約した組織がよいのか。そういった組織案が事務局から出てくれば、議論しやすいと思います。そのくらいのレベルの組織案を委員の方から提案しようとする市は事務事業をすべて把握していなければなりませんので無理があります。是非とも事務局から素案を出してもらわないと、ここで議論すべきものがないと思います。土俵を同じにしてみんなで同じ視点で同じ角度で議論しないとしかたがありません。各会合に沿って事務局から素案を出してほしいということです。

委員長：素案というより現状と問題点を出してほしいということですね。それを各回の会議ごとに事務局から提示して説明をしていただきたいと思います。

事務局：当初、最後に資料説明の予定でしたが、状況説明ということで先に説明を行いたいと思います。

（事務局より資料2から資料9について説明）

委員長：第4回の会議に出してほしい資料がありましたら皆さんから述べていただきたいと思います。

委員長：近隣同規模市より職員数が200人から300人多いというのに比べて218人という目標は低くないですか。

事務局：仮に3分の2補充で計算しますと218人という数値になるということでございます。

高梨委員：この数値は合併に当たっての公約ですか、あるいは目安ですか。

事務局：目安ではありますが、合併協議会で議論しました新市建設計画の財政計画は、この数値に基礎をおいて策定しております。

高梨委員：合併前に計算した削減効果の数値は、あくまで合併前の試算として、西東京市の行財政改革推進委員会としては、新たに目標について検討しなければならないのですか。

事務局：職員定数につきましては、合併協議会の議論の中で新市で定数の適正化計画を定めることが決定されております。したがって、当委員会の見解をこの職員定数適正化計画に反映させたいと考えております。

副委員長：要するに必要な余剰財源が出ればよいということだと思います。

委員長：事務局の方からもっと厳しい削減案（例えば250人削減）が出ますか。

事務局：内部でヒアリング調査とか進めて検討中ですが、事業部門よりも管理部門を優先して削減していくことになると存じます。

長澤委員：議員の削減についてはどうなっていますか。

事務局：現在の議員数は44人で、合併特例法により合併後2年間は在任の特例措置があります。その内容は、次の選挙では40人、その次の選挙で34人になるものです。また、定数34人とする西東京市議会議員の定数減少条例案が議員から提出されております。成立すれば削減が前倒しされることとなります。

委員長：最終的に34人ですか。

事務局：自治法で定められた定数は34人以内です。

委員長：組織・定数、人材育成については、他市を調べてみる必要はあると思います。個人的には三鷹市でも、武蔵野市でも行って調べに行こうかとも思いますが、委員の方でそのような希望はありますか。

松山委員：それは思います。

事務局：そのようなご要望があるようでしたら、事務局の方で相手市と連絡をつけて日程等をセットいたします。視察は代表者によるものと考えてよろしいでしょうか。

委員長：それでいいと思います。

高梨委員：組織定数について、委員会から提言しても労働組合とかの理解・協力が得られないと実現が難しいと思いますが、その辺りの事情はどうなのでしょう。

委員長：保谷のときは、50人削減ということを盛り込んでそのように実施しました。自治体の組合は、それほどひどい労使関係ではありませんし、定年等で退職された方の補充をどうするかということで削減するわけですからそんなに心配されることはないと思います。

事務局：基本的には、委員会の結論は答申に盛り込みますので、答申を尊重し最大限努力するということですが、答申と現実が乖離することもあり得ると思います。

副委員長：少し違う観点の話ですが、市民が市役所に来たときに分かりやすい組織になっているのでしょうか。行政機構が分かりにくいばかりでなく、市民に十分なPRができていないと思います。組織を整えるとともに、どの組織が何をしているかをPRして、市民に対して窓口を明確化することが重要だと思います。

委員長：案内者を置くというのもいいと思います。

副委員長：ワンストップについても検討してみてもと思います。ワンストップとは、市民がいくつかの窓口を回らなくても1つの窓口ですべての用事が処理できる窓口システムです。ただ、ワンストップを実施するためには人材育成が課題になると思います。

松山委員：全体的なことですが、1つは、大綱で決めたことを確実に実行する仕組みを作ることが必要だと思います。実施状況をチェックし、フォローする仕組みです。このためには大綱が具体性のある項目から成っている必要があります。2つ目は指標により財政状況をモニターする仕組みです。自治体がどれくらい追い詰められているかを自身で把握する必要があります。自治省の定めるような財務指標もありますが、民間の損益計算書とか貸借対照表などを指標に使うことも検討すべきだと思います。3つ目は外部から改革を後押しする仕組みです。内部からの努力には限界もあるでしょうから、外部からプレッシャーを受けることが重要なことだと思います。委員会のような第三者機関を設置することや、自治省の指針にありますように外部監査を導入することも検討に値すると思います。4つ目は市民の賛同を得ることが不可欠だと思いますので、この意味では情報公開が重要だと思います。

委員長：今のお話は、答申の柱になると思います。

委員長：副委員長からの提案で、次回の会議は、組織・定数のことよりも先に健全財政について討議した方が全般的にスムーズに進行するのではないかとということですが、いかがですか。

高梨委員：市の内部の仕事の内容を知っておく必要があると思います。

委員長：では、今回は、前半を市の仕事の説明に充て、後半に財政の議論をすることにします。

事務局：次回に市の事務分掌の説明をいたします。

委員長：これで閉会いたします。